

委託契約書

地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 鈴木 明文（以下「甲」という）と、
（以下「乙」という）とは、売店運営業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、秋田県立循環器・脳脊髄センター売店運営業務（以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 委託業務の対象物件および委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（契約の期間）

第2条 この契約による委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 円とする（うち取引に係る消費税額および地方消費税額 円）。

2 前項の消費税額・各月毎の支払い額は、別表のとおりとする。

3 乙は、毎月の委託業務が完了した都度、業務完了報告書を甲に提出する。

4 甲は、前項の業務完了報告書を受領した場合は、速やかに業務について検査を行なう。

5 乙は、前項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求し、甲は実績月の翌月末までに乙に対し、委託料を支払う。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を地方独立行政法人秋田県立病院機構契約事務取扱規程第29条第1項第3号により免除する。

（契約の履行）

第5条 乙は、業務仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、契約を履行しなければならない。

（機器の設置および撤去）

第6条 甲は、乙が委託業務の履行に必要な乙の所有する機器を秋田県立循環器・脳脊髄センターに設置することを許可するものとする。

2 前項の機器の保守費用および撤去費用は、乙の負担とする。

3 機器の破損および紛失等が甲の責に帰すときは、その費用は、甲が負担するものとし、その費用の負担額は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

4 乙は、第14条により契約が解除されたとき、または契約期間終了後、継続して契約業務を履行する場合を除き、契約期間が終了したときには、速やかに、

機器を撤去しなければならない。

（乙の業務従事者の業務災害に対する措置）

第7条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の業務災害については、全責任を持って措置し、甲は、一切の責任を負わないものとする。

（乙の法令上の責任）

第8条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）および雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定、その他関係法令に基づく労務に関する一切の責任を負わなければならない。

（調査等）

第9条 甲は、乙の委託業務の履行状況について、随時に調査し、もしくは、必要な報告を求め、または委託業務の履行に関して乙に必要な指示を与えることができる。

（個人情報 の安全管理等）

第10条 甲及び乙は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、この契約に基づいて知り得た事項を外部に漏洩してはならない。

（権利業務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に係る権利または義務を他の者に譲渡し、もしくは抵当に供し、または引き受けさせてはならない。

（再委託の禁止）

第12条 乙は、委託業務の履行を自ら行うものとし、他の者にその履行を再委託することができない。

（甲の契約解除権）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

（1）関係法令の規定により、営業許可を取り消され、または営業停止を命ぜられたとき

（2）乙の責に帰すべき理由により、契約の履行が明らかに困難となったとき

（3）乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

2 前項の解除について、甲は、乙に対し文書を持って通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、これにより甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の契約解除権)

第14条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲の責に帰すべき理由により、契約の履行が明らかに困難となったとき

(2) 甲が契約に違反し、その違反により、乙が契約を履行できないとき

2 前項の解除について、乙は、甲に対し文書を持って通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除された場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(損失補償)

第15条 乙は、委託業務の履行に関し、故意または過失により、甲または第三者に損害を与えたときはこれを賠償しなければならない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約の変更、疑義等の決定)

第17条 契約内容の変更が必要となった場合、または契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 秋田市千秋久保田町6-10
氏名 地方独立行政法人 秋田県立病院機構
理事長 鈴木 明文

乙 住所
氏名